

町のうごき	
本籍数	5,092
本籍人口	15,733
世帯数	4,139 (4,107)
住民登録人	15,219 (15,117)
内 {男}	7,345
内 {女}	7,874

6月1日現在
() 内は5月1日現在

広報てんのう

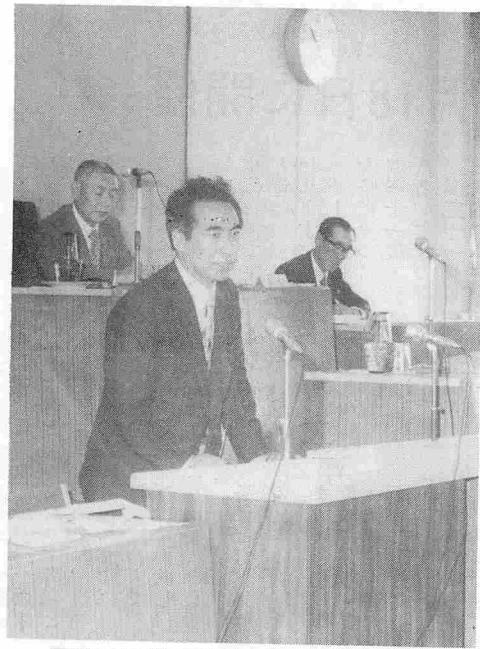
No. 160

昭和51年

7月1日発行

六月定例会 一般会計十一億六千万円に

六案件を原案可決



▲一般報告をする町長



▲議案を審議する議員と傍聴者の面々

改正前の法人均等割は、資本金一千円を超過するもの、年額四千円。その他の法人年額二千四百円の二段階であったものを資本金、従業員数に応じて、年額二万四千円、年額一万二千円、年額七千二百円の三区分とした。

改正前の個人市民税の均等割は二百円から七百円に改められた。これに伴って均等割のみの納稅義務者中、低所得者層について負担の軽減をはかるため非課税範囲の拡大が行われた。

次に、昭和二十六年以来据え置かれてきた個人市民税の均等割は二百円から七百円に改められた。これに伴って均等割のみの納稅義務者中、低所得者層について負担の軽減をはかるため非課税範囲の拡大が行われた。

地方税法改正により 町税条例が改正

地方税法の改正にともない、町税条例が次のように改正された。

個人市民税では納稅する能力に乏しい障害者、老年者等の非課税限度額を所得六十万円から七十万円に引き上げた。

また、国民健康保険税の条例も一部改正され、国保税の課税限度額が十二万円から十五万円に引き上げられた。

なお、低所得者については被保険者均等割額、世帯別平等割につき、六割、四割の軽減規定があるが、さきの税率引き上げと今回の地方税法改正によって軽減額が大幅に増大し、低所得者の負担が軽減されることになった。

江川農村公園用地にと
滝不動産代表取締役、滝広明氏とむつみ不動産代表取締役、佐々木吉之助氏より保安林二百三十四・六二平方メートルを江川農村公園用地にと寄附の申し出があり原案どおり可決した。

八月十五日 成人式

町民運動会

補正額八千九百万円

一般会計の補正額は八千九百四十万七千円で、歳入歳出の総額が十一億六千六百万三千円となつた。

補正額の主なものは新規採

三十パーセント引き上げ、路上も課税の対象とする。

固定資産税については、五十年度は三年に一度の基準年度でもあり次の措置がとられた。

一般農地については、昭和三十九年以来課税額が据え置きとされてきたが、このたび、段階的な負担の調整措置を講じながら課税の適正化をはかることとした。

市街化区域農地については、C農地であり、評価は宅地に比準して行うが、課税は五十四年まで農地として課税し、次の基準年度で再検討することとした。

農地以外の宅地等については、おおむね五十三年度を開発調査費、一百五十万円などである。

食品 証 認 (ミニJAS)

の あ ら ま し

◎認証食品とは
認証食品とは
「秋田県地域食
品認証規則」に基
づいて指定さ
れた食品につ
て、製造過程、
品質、表示の基
準を定め、この
基準に合うもの
として、秋田県
知事が認証した
食品です。

これは県内で
生産される加工
食品の品質の改
善とともに、購
入上選択に手が
かりを与えるた
めの制度です。

◎認証基準の内
容は

品目ごとに定め
ます。

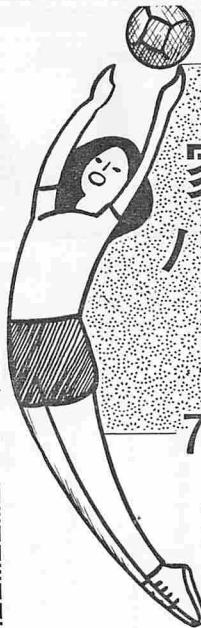
◎認証マーク



第26回

家庭 バレーボール 大会

7月18日に開催



チーム編成は
女子若妻の部が
満三十一歳未満
八名、主婦の部
が満三十一歳以
上八名。

女子若妻の部が
満三十一歳未満
八名、主婦の部
が満三十一歳以
上八名。

第一会場が天
王町公民館で、少
若妻、壮年の部
と青年の部が行
われます。

第二会場が天王
小体育馆で主婦
と青年の部が行
われます。

果樹基本統計調査にご協力を

一括表示例(豆腐の場合)

品名	原材料名	内容量	日数	方法	者
もめん豆腐	丸大豆・凝固剤・消泡剤	〇〇〇g	昭和〇年〇月〇日	要冷蔵	秋田県〇〇郡(市)〇〇町〇〇番地 〇〇豆腐店
丸大豆	○〇〇g				
豆腐					
油揚げ					
納豆					
(1)豆腐	もめん豆腐、きぬご し豆乳、ソフト豆腐、やき 豆腐				
(2)油揚げ	薄あげのみ				
(3)納豆	納豆(粒状)、ひき わり納豆				
(4)こんにゃく	板こんにゃく				

三十人の豆剣士誕生
剣道級位審査会

月十四日、
天王小学校
体育館にお
いて剣道級
位審査会が
行われ、こ
のたび秋田県剣道連盟から級位
受審者が発表された。

